定例記者会見 報道資料

令和 2 年 4 月 28 日 教育委員会 学校教育課 電話 0742-34-4763

> 地域教育課 電話 0742-34-5441

## 市立学校における臨時休業の延長等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き下記の通りといたします。

1 臨時休業実施期間

対象:小学校・中学校・高等学校

期間:令和2年5月7日(木)~5月31日(日)

2 小学校の特別受入れ実施期間

期間:令和2年5月7日(木)~5月31日(日)

3 バンビーホームの特別保育実施期間

期間: 令和2年5月7日(木)~5月31日(日)

医療従事者、警察・消防等に勤務、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合、支援を必要とする児童が一人で過ごすことが難しい場合等、その他やむを得ない理由がある場合、申立書を提出して頂き、特別受入れ及び特別保育を実施する。